

長野県環境審議会議事録

日 時：令和3年9月17日（金）

午後1時30分から午後2時55分まで

場 所：長野県庁本館 特別会議室

出席委員

伊藤祐三委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、
太田信子委員、大和田順子委員、小林泰委員、下平喜隆委員、
手塚優子委員、林和弘委員、福江佑子委員、宮下克彦委員、
宮原則子委員、畑茂樹特別委員、今井清隆特別委員代理、
堀内洋特別委員

以上 16 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和3年9月17日(金)
午後1時30分～午後2時55分
場所 長野県庁本館 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第2回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹兼課長補佐の水野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会開催にあたりましては、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員の皆様にはWEBでの出席をお願いしております。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告いたします。</p> <p>本日はお三方よりご欠席の連絡を頂戴しております。加々美喜代委員、7月の人事異動により新たに就任いただきました長野県農業協同組合中央会営農政室長の中塚 徹委員、同じく新たに就任された国土交通省北陸地方整備局企画部長の松浦 利之特別委員、こちらの皆様から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者16名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、猿田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>県の環境部長の猿田でございます。</p> <p>本日は梅崎会長はじめ委員の皆様には、大変ご多忙の中、本年度第2回目となります長野県環境審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>また併せまして、本県の環境行政に格別のご理解とご支援をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日の審議会でございますが、大きく審議事項と報告事項の二つに分かれてございます。</p> <p>審議事項といたしましては、いずれも鳥獣保護の関係となります。</p> <p>一つは、今年度で鳥獣保護管理事業計画が終了となることから次期第13次の計画の策定について諮問をさせていただくものでございます。</p> <p>もう一点につきましては、前回の審議会でも諮問させていただき</p>

	<p>ました、池田町大峰地区、鳥獣保護区の新規指定について、答申案についてご審議をいただくものでございます。</p> <p>本日は上原貴夫委員長にご出席いただいております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>このほか報告事項となりますが、2点ございます。</p> <p>このうち一点目の長野県地球温暖化対策条例の改正についてとございますが、前回長野県ゼロカーボン戦略についてご答申をいただき、その策定に至っております。</p> <p>これをより具体化していく一つといたしまして、条例の改正を今検討しているところでございます。</p> <p>その方向性についてご紹介させていただきますので、忌憚ないご意見をいただければと思っております。</p> <p>本日の審議会は以上となります。</p> <p>先ほど司会からもございましたように Web 形式での会となることから、何かトラブル等あるかと思っておりますが、その際はどうぞご容赦をいただければと思っております。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>本日の審議会では密集・密接を防止し新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、幹事及び事務局につきましては適宜入退室いたしますので、あらかじめご承知をお願いいたします。</p>
司会	<p>次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。</p> <p>本日の資料は、次第、出欠名簿、会場図、諮問文の写しと会議事項の資料1から資料4です。</p> <p>資料につきまして、不足等はございませんでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様全員がWEB参加ということで、少し不都合があるかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは審議に移りたいと思います。</p> <p>1件目は審議事項「長野県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について」の諮問でございます。</p>

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

本件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第4項の規定に基づき、長野県第13次鳥獣保護管理事業計画を策定するに当たり、当審議会の意見を聴くものでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

鳥獣対策・ジビエ振興室長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1をお願いいたします。

鳥獣保護管理事業計画につきましては、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に規定されている制度で、鳥獣保護管理事業の基本的な計画となります。

本計画は、環境大臣が示す基本的な指針に即しながら、本県の特性を踏まえて県知事が策定するもので、この計画の策定および変更にあたっては、鳥獣保護管理法により、環境審議会への諮問が必要とされておりますことから、今回諮問をさせていただくところでございます。

計画の目的ですが、この鳥獣保護管理事業計画は鳥獣保護区の指定と鳥獣の保護や狩猟に規制を加えることによる狩猟の適正化、そして有害鳥獣の捕獲や個体数の調整など、鳥獣の管理による被害防除対策を行うなどの鳥獣保護管理事業を実施するために策定しており、現在の第12次鳥獣保護管理事業計画が令和3年度末で終了することから、新たに国が示す基本的な指針に即しながら、本県の実情に合うよう策定を行うものです。

計画期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

計画の策定項目でございますが、「3 計画の策定項目」の(1)～(9)のとおりでございます。

資料1-2につきましては、現在環境省において検討が進められております基本的な指針の案でございます。

資料1-2の3ページをご覧ください。

基本指針の改訂における各項目のポイントでございます。

鳥獣の管理の強化の項目では、第二種特定計画の目的達成のため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定し、適切な評価見直しを行い、計画の推進を図ること。

また、鳥獣の保護の推進の項目では、錯誤捕獲の防止のため、錯誤捕獲の情報を集め、錯誤捕獲時の体制整備等の取り組みを推進すること、人材育成の項目では、狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術を持った人材の育成を進めるこ

と、また、感染症への対応の項目では、野生鳥獣に関する感染症対策について、情報収集および調査等を実施すること、その他の項目では、鳥獣保護管理に当たり一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進すること等が挙げられております。

資料1-3をご覧ください。

先ほど説明しました、国の改定ポイントを踏まえまして、長野県の第13次鳥獣保護管理事業計画におけるポイント、絞り込んだポイントでございますが、整理いたしましたのでご説明します。

まず、特定計画につきましては、第13次鳥獣保護管理事業計画の方向性としまして、各計画において、生息分布の見える化と指標の可視化を用いて、計画を策定してまいります。

また、生息環境に応じた捕獲対策に取り組んでまいります。具体的には、2ページをご覧ください。

既に実施しているもの、またあるいは拡充していく取り組みとして、ニホンジカ・イノシシ対策についてご覧いただいているようにデータを用いて生息分布と密度を見える化した上で、繁殖要因地や高密度生息地といった要所を見定めて生息環境に応じた捕獲対策に引き続き取り組んで参る所存でございます。

1ページにお戻りください。

上から2つ目、錯誤捕獲の防止については、錯誤捕獲に関する情報収集を行い、わなの設置場所ですとか、時期、構造等の工夫など、錯誤捕獲を防止する取り組みについて全県で情報を共有し、錯誤捕獲を防止するための体制整備に取り組んでまいります。

それから、人材育成につきましては、これからの人口減少社会を見据え、高度な捕獲技術を有した人材の育成に取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

生息域を広げるニホンジカや、毎年約7億円もの野生鳥獣による農林業被害がある現状や、人口減少社会による狩猟人口、狩猟文化の衰退ということを踏まえまして、先ほどの要所を定めた捕獲対策など必要な対策を講じていくために、長野県認定管理捕獲技術者やSNS等をフル活用しながら情報発信拠点を整備するなど、高度な科学技術を有する人材の育成に取り組んでまいります。

1ページにお戻りください。

最後に、野生鳥獣に関する感染症対策につきましては、鳥インフルエンザや一昨年より長野県においても対策を講じております豚熱(CSF)などの感染症対策について、家畜衛生部局

との一層の連携を図り、情報共有、対策に取り組んでまいります。

資料1-1 2ページにお戻りください。

第13次鳥獣保護事業計画策定までのスケジュールについてですが、本日環境審議会に諮問させていただきまして、9月下旬頃に環境省から基本指針が告示される予定になっておりますので、その後、市町村等関係機関からのご意見を聞きながら、検討計画素案を作成し、来年1月の開催予定の環境審議会へ中間報告させていただき、計画原案を作成した段階でパブリックコメントを実施いたしまして、その後、本年度末には最終報告をさせていただき、答申をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、内容が専門的な案件でありますので、幅広い知識と専門的な見地から検討を行う必要があるため、引き続き、専門委員会で検討いただきたいと考えておりまして、その委員会での検討結果は、環境審議会に報告させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、林委員から事前にご質問をいただいておりますので、ご発言願います。

林委員

概要でイノシシのCSFの関係ですが、南信州地域ではこの感染症によりイノシシ頭数の減少がみられ、令和2年の捕獲数が前年の40%位に激減していると言われております。

著しくイノシシが減少した場合には、計画年間の途中でも地域に限って計画の見直しは可能でしょうか。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

豚熱によるイノシシの個体数への影響と、今後の管理計画についてのご質問をいただきました。

この際ですので、直近のイノシシの状況等補足しながら、お答えさせていただきます。

直近の捕獲数の変化ですけれども、平成30年度が7300頭ほどだったものが、県内で感染が確認された令和元年度には6800頭ほど、令和2年度には5400頭ほどに減少しております。

林委員のご指摘の通り、感染による死亡個体の増加の影響と考えられます。一方でイノシシの感染のサーベイランスを行っていますが、その状況では今年5月以降PCR検査による陽性個体は確認されておられません。

しかし、抗体保有状況は、今年の第1四半期、冬の頃のですけれども、50%を超えていたものが直近では40%台に低下してきてお

	<p>ります。</p> <p>これは感染も経口ワクチンも経験していない感受性個体が増加しているということで、イノシシの生息数が回復してきていることの表れと思うところでございます。</p> <p>イノシシは、耕作放棄地などの生息適地の増加とともに、1990年代後半から個体数を増加させてきておりますけれども、捕獲と環境整備、防除対策を並行して行わないと、個体数の管理が難しいとされているため、県ではこれらをパッケージとした事業に今年度から着手しているところでございます。</p> <p>このような中で、イノシシの管理につきましては、農業被害の他、豚熱の感染拡大、人身被害の防止など、重要度がより増しておりますので、第二種の管理計画につきましては、これまでの計画よりもさらに精緻な組み立てが必要と考えております。</p> <p>来年度が令和5年度から向こう5年間の新たな計画の策定を行う年にあたりますので、生息状況が見えにくい相手だけに、先ほど説明しました通り、しっかりと見える化を果たしながら、環境の変化に対応した計画にしていきたいと考えております</p>
梅崎会長	林委員よろしいでしょうか。
林委員	はい、ありがとうございます。
梅崎会長	それでは次に福江委員、よろしくお願いします。
福江委員	<p>こんにちは、福江です。</p> <p>まず質問としては、今ご説明していただいた資料の1-3の第13次計画の今後の方向性として書かれているものが、長野県として独自と言いますか、現実に即した状況の中での計画だと思えますが、錯誤捕獲についてですけれども、この錯誤捕獲に関する情報を収集するということですが、これは具体的にどのような方法で収集していこうという風にお考えか教えていただきたいということです。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>錯誤捕獲の把握ですけれども、これにつきましては錯誤捕獲に当たって、麻酔・放獣をしたときの記録があり、月々集計しておりますので、手元に情報が集まっている状況でございます。</p>
福江委員	これはツキノワグマやカモシカだけの錯誤捕獲の情報収集ということでしょうか。
清水鳥獣対	はい、クマとカモシカについてでございます。

策・ジビエ
振興室長

福江委員

ありがとうございます。

小諸市の錯誤捕獲の情報の取りまとめをしたことがありますけれども、ある年には、捕獲数の半分以上は中型獣が錯誤捕獲されているという現状もあります。

あと、ニホンザルですとか、ノウサギなども入っていることもありますので、これはツキノワグマとカモシカだけではなくて、他の中型獣に関しても錯誤捕獲の情報を収集するシステムといいますか、そういう仕組みもやはり作っていただきたいというふうに考えています。

また、今、長野県で取り組まれているその高度な捕獲技術を有した人材の育成というのは非常に評価できる取り組みだと思っています。

ただ実際、今現在多くの市町村で特に有害捕獲に関して取り組んでいらっしゃる方たちというのは、猟友会の方たちが多いと思いますが、なかなかコンプライアンス、法令遵守ができてない場合も見られます。

ですので、この技術を有した人材の育成が非常に重要なことですが、より鳥獣対策というか有害捕獲に関わっている人たちの意識を高めていくようなことも並行してやっていただきたいというふうに思っています。

あともう一つ、人獣共通感染症は非常に重要なことでして、今書かれているものは鳥インフルエンザ、豚熱が書かれていますが、今問題になっている人獣共通感染症の一つとして、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）というものがあります。

これは約25%ぐらいが致死率を持っていると言われてはいますが、より今西日本で感染して亡くなっているという報告も出てきています。長野県ではまだ感染者は出ておりませんが、2019年の長野県の動物病院に来院した犬猫の疫学調査で、イヌ1個体からSFTSの抗体、発症はしてないですけれども、抗体を持ったイヌが検出されています。

和歌山県では12種類の野生動物で疫学調査されていまして、シカ、アナグマ、アライグマ、ノウサギで34%以上が陽性であったということもあります。

ですので、SFTSに関してはマダニが媒介するウイルスですが、これだけ野生鳥獣がたくさんいる長野県ですので、こういう疫学調査をもう少し進めていただきたいなと思います。

これは、より実際に捕獲に携わっている人たちにリスクがあることですので、その疫学調査を行った上で、狩猟だけではなくて

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>捕獲に携わっている方たちにもやはり情報を出していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。</p> <p>感染症につきましては、昨年お世話になったニホンジカの第5期の計画の中でも重要な項目として検討させていただきました。福江委員のご指摘の通り非常に重要なことだと思っておりますので、サーベイランスをすることと、それからあと捕獲の担い手の方とか、多くの方に共有することは大事だと思いますので、その仕組みができるようなことについて検討してまいりたいと考えております。</p>
梅崎会長	福江委員よろしいですか。
福江委員	はい、よろしくお願いします。
梅崎会長	次に打越委員、よろしくお願いします。
打越委員	<p>今回、鳥獣保護管理事業計画を改定していくにあたって、前回の12次の長野県のを拝読させていただいて、そこから反省するとか、修正すべき点と思うことをお伝えしたいと思えます。2点あります。</p> <p>1点目は、この計画書が専門家の専門家による専門家のための計画になっているということであって、長野県民、住民に野生動物とどう向き合えるかを訴えるメッセージがなかなか伝わってこないという点です。</p> <p>やはりこれも前文を入れるべきではないかというふうに思います。</p> <p>法律などに言及する少し文章はあるんですけども、野生動物には、希少種も外来種も里山の動物も人里に出てきて問題になってしまう動物もいて、個体管理としての狩猟だったり有害駆除だったり個体数調整だったり、いろんな概念がある。科学的データに基づきながら、取捨選択して、例えば生息地の環境の整備とか、あるいは農家の側が被害防除する責務があるとか、動物だけを責めても仕方ないといったことまで含めて、その上でやっぱり命を絶つ場面も多いわけですので、本気で向き合っていかなければいけないんだということを、やはり県民にちゃんと訴える。専門家だけが頑張っている、やっぱりその世論が底上げされないと、長野県で野生動物と向き合う土壌ができないと思うので、こういったことをしっかり前文に書いていただきたいというのが1点目です。</p> <p>2点目は、殺処分方法についてです。捕獲と書いてありますけ</p>

ど、捕獲の裏には必ず多くの場合、殺処分がある。そこに人道的配慮、動物福祉の必要性があるというのは、ニホンザルの計画のときから繰り返し言ってきたところです。長野県ではその外来種駆除、すごく多いとは限らないですけども、やはり人間の管理下、檻の中に入っている動物に関しては動物福祉を守るというのはやはり基本だと思うんですね。

ただ、駆除や有害捕獲は現場が市町村に任されていると思うんですけども、今長野県の中で水没殺を一切していないのかと言われたら、多分水没殺している自治体、市町村まだあるだろうと思うんですね。その問題、水の中でゴボゴボと泡を吹きながら嘔吐しながら糞や尿を失禁しながら本当に苦しんで亡くなる動物がいる。これは本当に市町村の現場の担当者に大きな心の傷を与えているということを考えて、外来種駆除、固有種の保存という美辞麗句で済まらず、殺処分方法についてきちんと人道的配慮、それがあってこそその長野県の野生動物との向き合い方だということを確認に書いてほしいと思っています。

ニホンザルの計画のところでそれを非常にイメージして長野県は書いてくれましたので、そういったところも、今回、長野県の姿勢を見せていただきたいというふうに思っています。というのもちょうど鉛弾について、先日、環境大臣から10年かけて、駆除の場合に使う鉛弾の使用の禁止に向けてメッセージが発せられたところだと思いますし、先ほど福江委員がおっしゃったコンプライアンスあるいは動物と向き合う姿勢というものを、それでこそ自然保護を掲げる長野県だと思いますので、そういった姿勢を見せる計画であってほしいと思っています。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

まず、最初にいただきました前文の関係でございますけれども、打越委員のおっしゃられる通り、多くの人にこの計画、今野生動物と人間の関わりというものは、本当に短い時間のスパンの中で大きくいろいろ変わって変化しております。感染症の話もそうですし、里グマの話だとかいろいろございます。

そういったことを含めて、多くの人に情報を共有して、共感いただけるような計画にする必要は感じておりますので、そのような工夫をしてまいりたいと考えております。

それから、アニマルフェアのことについていただきました意見については今後検討する中で、いろいろ含めさせていただきたいと思っております。

梅崎会長

よろしいですか。

打越委員

はい、結構です。お願いいたします。

梅崎会長	次は宮下委員、よろしく申し上げます。
宮下委員	<p>はい、よろしくお願いたします</p> <p>資料1-3にあります拡充していく取組ということで、鳥類による被害というところにカワウという項目が挙げられているんですけども、この5年間で諏訪湖のカワウの状況がかなり酷くなっておりまして、漁獲量にも影響が出ているということです。</p> <p>それから昨年、千曲川の養魚場の視察もしたんですけども、そちらの方でもカワウが飛来して害を受けているということで、大分北の方へ上がっているということで、今回は是非カワウの対策、効果的な防除対策についてしっかり議論して、対策を示していただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>ご指摘の通り、鳥類による被害というものは、長野県の中でも農業被害の加害鳥獣別に見ても、カラスですとか、あるいは漁業関係ではカワウの被害が多くなってきております。</p> <p>また、鳥類については、行動範囲が非常に広くてなかなか実態が捉えづらいといった面がございました。</p> <p>県ではそういった中で、昨年度初めて広域的なカラスの調査に着手したところでございます。</p> <p>まずはその行動の全体像をしっかりと捉えて、その上でどこに問題があるのか、しっかり検討した上で有効な対策がとれるように、カワウにつきましても天龍村水系全体で協議会を立ち上げたところでございますけれども、全体を俯瞰した中で、より精緻な調査等に取り組めるような体制を作っていきたいと考えております。</p>
梅崎会長	それでは次に宮原委員、よろしく申し上げます。
宮原委員	<p>野生鳥獣を取り巻く現状ということで、私の住んでいる地域にはカラスがたくさん住んでおります。そういう中で、我が家の裏庭のミニトマトも今日より明日の方が美味しくなるだろうと思って残しておいたものを、カラスが食べている現場や、食い散らかしている現場を見つけて非常に憤慨しています。それ以上に近所にはブドウを作っている農家が多く、カラスの被害を見かけます。散歩中にネットで囲まれたブドウ園の天井にネットが張っていない、そういうブドウ園がかなりあって、袋をかぶせてあるブドウの上からカラスがつついて、出荷間際のブドウを食べている姿を去年で見つけて、3、4mしか離れてないんですけどかぶっていた帽子で一生懸命追い払ったんですけども、逃げよう</p>

ともしません。今年もかなり離れた場所でしたけど、五、六羽のカラスが飛んできてやはり天井のないブドウ園のブドウをみんなで食べているのを、見るに忍びなくそこまで行って、追い払ってあげたい気持ちになりました。農業被害の現状を目のあたりにして、ここまで消毒したりいろいろ苦労して育てた農家の方にとってはたまったもんじゃないなっていうふうに思っています。

これは私の浅知恵ですけれども、捕獲はしないまでも、おどかしてはどうかと思います。新聞広告にビービー弾で鳥獣をおどかすというのが載っているんですけど、例えば私が散歩中に現場を見つけたときにおどかしてもよいのかどうかをお聞きしたい。ブドウを作っている方がたはかなり高齢化していて、今ブドウ園の天井にネットが張られているのはヒョウや霜の被害を避ける雹霜ネットだと思うんですが、それをシーズンが終わると外すという作業がすごく大変で張らない方々が多いんだと思います。そういったところに対する補助、資料にも防護柵等という効果的な防除対策と挙げられていますけれども、それが必要ではないかと実際に現場を見ていて思いました。以上です。お願いします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

カラスの被害でございますけれども、昨年調査をしまして、やっぱり人間の生活の中にカラスの方がしっかり食い込んできている。餌を得る場所というのを昔よりも得やすくなっている。コンパクトな範囲で餌をしっかりとれて、集団ねぐらを、例えば長野駅のような都市部の外敵のいないところに作って、自然状態ですと、冬の間には若い鳥がかなりの数が淘汰されるんですけども、そういった自然淘汰がされないままに個体数がどんどん増えていっている実態がございます。

宮原委員のご指摘のとおり、防除対策ということ、それから人間の方からカラスに反撃に出る、追い払いですとか捕獲だとかそういったことと同時にやっぱり人間の側でも、カラスに餌を与えない、農地でも残渣、そういうものもカラスを増やす原因になってしまっています。

ですので、本当にカラスは広い範囲で行動しますので、広い範囲で人間が同じ意識を持って、同じ理念を持って一斉に行動しないとカラス対策はなかなか難しいものだと思いますので、今そんなことが可能になるような基礎調査をしておりますので、またさらにその先、何をやっていくかということについては、いろんな皆様のお知恵をお借りしながら、今後に向けての対策をしっかり検討してまいりたいと考えております。

梅崎会長

それでは他にご質問ご意見等ございますか。
他にご発言等がないようですので、この案件の取り扱いにつき

	<p>ましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、さらに専門的に検討していく必要があると思われまますので、専門委員会委員で調査検討を行っていただき、検討結果を本審議会に報告いただいた上で、再度審議していただくということにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>異議がありませんので、本件につきましてはそのように決定いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>次に、審議事項2の鳥獣保護区等の指定についてでございます。本件は鳥獣の保護および管理並びに資料の適正化に関する法律第29条第4項および同法第12条第6項において準用する同法第4条第4項の規定により、当審議会の意見を聞かれているものであります。本年6月に諮問され、鳥獣専門委員会での議論を経て答申案が示されているものでございます。</p> <p>本日は鳥獣専門委員会の上原委員長にご出席いただいております。</p> <p>まずは委員長からご報告いただき、その後、幹事から詳細な説明をしていただくことにしたいと思います。</p> <p>それでは委員長、よろしく願いいたします。</p>
上原委員長	<p>専門委員会委員長の上原貴夫です。</p> <p>よろしくどうぞお願いします。</p> <p>この案件につきましては、6月に環境審議会から付託をいただきました。</p> <p>本年度の鳥獣保護区等の指定について、専門的な立場から検討くださいということで、学識経験者、関係機関、それから利害関係者等を構成員とする鳥獣専門委員会で現地調査を重ねてまいり、計画内容の検討を行ったところでございます。</p> <p>その結果についてご報告をさせていただきます。</p> <p>まず資料2-1の1ページをご覧ください。</p> <p>本日ご審議いただきますのは、「1 鳥獣保護区等の指定計画一覧」の通り、大峰狩猟捕獲禁止区域についてでございます。</p> <p>農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止するということが出来ます。長野県においては、狩猟期間中に限り、ニホンジカとイノシシを捕獲できることとしています。</p>

本年10月末で鳥獣保護区の指定期間が満了となります。

ニホンジカとイノシシの被害が深刻であることを受けまして、本年11月からは新たに狩猟鳥獣捕獲禁止区域として新規に指定するというものでございます。

鳥獣専門委員会による検討経過として、事務局による現地調査を行いました。その後、8月19日に専門委員による大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域の現地調査を実施いたしました。その後、大町合同庁舎におきまして鳥獣専門委員会を開催しました。

そこで内容について検討をさせていただき、その現地調査および検討の結果ですが、大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域については、これまで鳥獣保護区として指定されてきましたが、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害が深刻な問題となってきております。

そのため、今後ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲を禁止することで野生鳥獣の保護、生息環境を維持しながら、ニホンジカとイノシシの狩猟を可能にするということで、捕獲圧を高め、農林業被害を軽減する狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定する必要性を確認いたしました。

なお、これに関しまして現地役場や自治会など地元の利害関係者から賛成というご意見をいただいております。指定期間については5年間としております。

以上、鳥獣専門委員会からの報告とさせていただきます。

計画案詳細につきましては、幹事の方から説明をさせていただきます。

梅崎会長

引き続き幹事から詳細の説明をお願いいたします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

それでは、資料2-1の2ページをお願いいたします。

ただいま上原委員長から説明がありましたけれども、2ページにあります鳥獣保護区等の区分につきましては、記載のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その種類だけを捕獲できる区域に指定するものでございます。

長野県においては狩猟期間中に限り、ニホンジカとイノシシを捕獲できる区域としております。ただいま報告にありましたけれども、6月の諮問以降、8月19日に鳥獣専門委員会による現地調査をいただき、大町合同庁舎において検討したところです。

資料2-1の3ページをご覧ください。

今般の案件であります大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、この計画位置図に示すとおりです。専門委員会のご指摘をいただきまして、全県の鳥獣保護区、特別保護地区及び狩猟鳥獣捕

獲禁止区域を図示しています。

計画の詳細は資料2-1の4ページ以降になりますが、資料2-2と併せて概略を説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

当該地域は池田町北東部の大峰高原に位置し、比較的なだらかな山並みで、面積は245ヘクタールが対象になります。

標高850m~1,020mに位置し、アカマツ、カラマツ等の針葉樹とコナラ等の広葉樹を主体とする林相を呈しております。

生息する鳥獣については、5ページ、6ページのとおりです。

資料2-2をご覧ください。

鳥獣専門委員会の現地調査及び検討の様子でございます。

4ページ以降ですが、大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域内の所々で、シカによる食害の被害が見受けられます。また、地域の周辺ではワイン用のブドウ畑が広がっており、地域の産業・景観形成において大いに期待されているもので、さらに耕作放棄地対策としても有効なものになってはいますが、背後の山からのシカ・イノシシによる被害にさらされる環境の中で、農作物への獣害対策をしっかりと講じていただいている状況となっております。

こうした状況もあることから、地元役場や地域の自治会などの利害関係者9名からは、全員から賛成というご意見をいただいております。

最後になりますが、スケジュールにもありますように、本年11月1日の指定に向けて、本日、答申をいただければと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

打越委員、どうぞ。

打越委員

指定鳥獣以外の狩猟禁止区域ということで指定することに、何も異存はないんですけども、一つ気がかりなことがあります。この資料を見ますと、ニホンジカとイノシシとニホンザルによる農業被害が結構出ていると。資料2-1の6ページの(3)で、主な農林業被害の状況をニホンジカ、イノシシ、ニホンザルというふうに書いてあります。

特にニホンザルの場合には、農家さんにもものすごく強い苛立ちや不安を与えやすい動物ということもあって、この地域の関係者の方が、本当は例えばニホンザルも何とかしてほしいこともあったのかなあなんて思うんですが、そのあたりのところ、ニホンジ

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>カとイノシシのみを指定している形になりますけれども、実際議論としてどうだったのか、配慮できるところがあるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>今いただきましたご指摘のとおりニホンジカ、イノシシはこれからの被害増大に向けた予防対策が重要ですがけれども、ニホンザルについては、現に町の北部の方でかなり深刻になっているものでございます。</p> <p>それで、防護柵の設置等を町の方で進めておりますけれども、まだ対策もこれからという途上にありまして、地元でも大変苦慮しているということで、こちらについても今年度から北アルプスへ侵入するニホンジカの対策、それからイノシシのモデル事業ということで、同地域にその他の事業等も入れておりますので総合的な獣害対策ということで、基本であります環境対策、それから防除、それから捕獲ということで、最大の効果が出るようにトータルで考えていきたいと考えております。</p>
梅崎会長	よろしいですか。
打越委員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>確かに特定の動物だけでなく、トータルに周辺地域全体で防除対策をとっていくというそういう意識づけが一番大事で、先ほどのカラスの件も全くその通りだと思いますので、そういう中で農家さんの不満を和らげ被害防除に励んでいけばそれがベストだと思いますので、いずれにせよ、この指定に関して何も異存はありません。</p> <p>ありがとうございます。</p>
梅崎会長	続きまして福江委員、お願いします。
福江委員	<p>よろしくお願いします。</p> <p>今回の指定の管理方針に関しては、私も異存というか異論はないんですけれども、今までの保護区の指定・更新についてもいろんな委員さんからも今まで意見があったと思いますが、やはり今後、シカとイノシシを捕獲するに当たって、保護区内でどれくらい捕獲されたのか、保護区外でどれくらい捕獲されたのかっていうことを、捕獲頭数を分けてカウントをしてほしいということですね。</p> <p>そうしないと保護区でこれだけ捕獲をしたので、被害が減ったとかそういう検証もできていきませんので、保護区・保護区外と分けて、捕獲数を今後、集計していただきたいということ</p>

が1点目です。

そしてこれまでも私の意見として言ってきたことがあるんですが、この大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域ですが、まず鳥獣保護区にかつて指定されたわけですよ。なので、その保護区に指定された意味というのがあったと思うんですね。それが生息する鳥獣にそれが反映されているのかなというのが、ちょっと知りたいところです。

鳥類に関しましても、普通種と言いますか、里山にいるような比較的普通種が書かれているということもありますし、獣類に関してはですね、いつも私自身ちょっと不満に思うんですが、狩猟鳥獣だけ今ここに書かれていまして、狩猟鳥獣以外の小哺乳類に関しては書かれていないんですね。おそらく食虫類ですとか、希少なコウモリ類もいる可能性もあります。なかなか調べていかないとわからない部分もあると思いますが、文献なども調べてみた上で、きちんと哺乳類相を書いていただきたいなというふうに思います。

あと、このハクビシンに関しては、外来種であるってことを明記していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

最初にいただきました、保護区内での捕獲数を分けて管理すべきだというご意見については、ご指摘の通りかと思います。保護区というものが一方で獣を増やしている、だから狩猟鳥獣捕獲禁止区域とするとしている経過がございますので、その経過があった以上、それを評価することが必要かと思いますので、これについては第13次計画の中で、しっかりその辺が明記できるような方向で検討させていただきたいと思います。

保護区の持つ意味に関してもいろいろご意見いただきましたが、このことについても幅広く第13次の基本計画に保護区のことについてもございますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

梅崎会長

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

私の方から、資料2の4ページの樹皮が剥がれている写真がありますが、この状況とこの樹木の生育に関する影響とか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

4ページの樹皮剥ぎの起きているこの樹種ですが、アオダモだったかと思います。

状況としては、他に餌がなくて樹皮を剥いでいるというわけで

梅崎会長	<p>はなく、シカが嗜好的に採食している、まだそういう段階だと思います。</p> <p>この樹木そのものにつきましては、ぐるっと一周剥がれてしまいますと、水とか、そういったものを運ぶ道管が失われてしまいますので、この木については、枯死してしまいます。</p> <p>ありがとうございました。 ご意見ご質問等ありますか。 他にご発言がないようですので、この案件の取り扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>皆様からの様々な意見をいただきましたけれども、修正できる部分は幹事の方に反映できるように修正していただき、字句につきましては、会長に一任という形で答申させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に、報告事項アの「長野県地球温暖化対策条例の改正について」でございます。</p> <p>長野県地球温暖化対策条例について、条例改正の検討が行われていますが、本日はその状況について報告していただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>
柳原ゼロカーボン推進室長	<p>ゼロカーボン推進室長の柳原でございます。よろしく願いいたします。それでは資料3、長野県地球温暖化対策条例の改正についてご説明申し上げます。</p> <p>本県における地球温暖化対策を進める規定として、長野県地球温暖化対策条例がございます。平成18年3月に公布いたしました。当時は都道府県における地球温暖化対策の条例といたしましては、京都府、大阪府に次いで全国3番目となる条例制定でございました。</p> <p>その後、平成25年3月に現在の条例に改定をいたしました。資料に記載はございませんが、当時の主な改正点といたしましては、事業活動に伴い温室効果ガスを一定規模以上排出している事業者に、排出抑制に向けた計画書の提出を義務付けること、建築物を新築する際、より省エネルギーに配慮した建築物の選択や自然エネルギー設備の導入を促すため、建築主に対し、省エネルギー性能や自然エネルギー設備導入の検討を義務付けること、などの仕組みを導入いたしました。</p> <p>これらの条例改正の効果といたしまして、事業活動の計画</p>

書制度には、300を超える事業者に取り組んでいただき、3年間の計画期間で3%前後の排出削減が達成されております。

また建築物の検討制度により、本県では全国と比較し、性能の高い新築建築物の導入が進んでいるという結果につながっております。

本県は、2050ゼロカーボン社会の実現に向けて、今年6月「長野県ゼロカーボン戦略」を策定いたしまして、一層の省エネの推進、再エネの導入拡大を図っていくこととしており、その取組を進めるために現行条例の改正を考えているものでございます。

資料中ほどの2に記載してございますが、改正に向けた検討の方向性についてご説明申し上げます。

まず自動車に関しては、今後の電気自動車の普及に対応するため、多数の者が利用する施設、例えば集合住宅ですとか商業施設などにおいて、充電設備の整備を求め、次の建築物に関しては、遅くとも2030年に全ての新築建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を目指しており、まずは、建築主が省エネ性能等に関する幅広い情報取得や、精通した建築事業者を選択できる仕組みとして、現行検討制度の届出対象規模の引下げや、新たに新築住宅の省エネ計画に関する報告閲覧制度を創設すること、さらに、エネルギー利用に関しては、本県における太陽光や水力等の再生可能エネルギーポテンシャルを活用し、2030年度に温室効果ガス正味排水量を2010年度比6割減を目指すため、県民・事業者に対し、再生可能エネルギーの利用、再エネ設備の設置ですとか、再エネ電気の購入を求めることなどを考えております。

条例改正に向けたスケジュールといたしましては、今後骨子をお示しし、パブリックコメントを経て、令和4年2月議会に条例案を提出すべく準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ありがとうございました。

本件報告ということですが、私から一言お話ししたいと思います。

今、県内の市町村ですとか広域組合等で、一般廃棄物いわゆるゴミの焼却場ですとか、その焼却灰の処理場の検討がなされています。

そのときに国や長野県のゼロカーボン戦略等が大きな柱になるんですけども、やはり組合とか市町村だけではなかなか方針が定まらなくて、また国側の方針も変わったりという事情があります。ゼロカーボン戦略というところよりもう少し大

きな問題になると思いますが、例えば灰の処分量を減らす方法として、溶融化をするためにエネルギーを大きくかけるといような問題が生じますが、一方で、灰の処分量を少なくすると廃棄物処分場は延命化します。そういう少し大きな問題について長野県と地域との連携を取って方針を立てていただいた方がいいんじゃないかなということです。そういうことを会議の中でいろいろ発言して思っているところですが、何かの機会がありましたら幅広い、部署を横断することになるかもしれませんが、検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

柳原ゼロカーボン推進室長

ご指摘いろいろありがとうございました。

ゼロカーボン戦略は非常に幅広い視点を入れており、戦略を策定する際には環境部のみならず他の部局も含めて、重点分野をはじめ、いろいろな取組を記載してございます。

今の施設・設備の最適化といいますか、そういう観点というのは、処分場に限らず、例えば民間の製造業ですとか、いろいろな産業においても非常に重要な視点だと考えておきまして、これから省エネなどゼロカーボン化の取組を進めるに当たっては、どういう規模の設備を導入するかというのが非常に大きな視点でもございますので、トータル的なゼロカーボンに向けた取組の一つの考え方として、関係部局と連携して取り組んでいきたいと思っております。以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。

以上報告ということで、この件につきましてはご承知おきをお願いいたします。

それでは次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項イですが、「知事が同意した妻籠水道水源保全地区内の行為に係るモニタリング調査結果について」でございます。

本件は、JR東海が妻籠水道水源保全地区内で行う行為を知事が同意するにあたり、長野県水環境保全条例第12条第2項の規定に基づき、平成29年度の当審議会で意見が求められ、当審議会が同意の答申をするにあたり、付帯意見として、JR東海の行為に係るモニタリングの調査結果を当審議会に報告するよう求めた経過があることから、その報告をしていただくものであります。

それでは、幹事から説明をお願いします。

仙波水大気

水大気環境課長の仙波でございます。

環境課長

資料4-1をご覧ください。

長野県では「長野県水環境保全条例」に基づきまして、水道水源の保全に必要な地域を「水道水源保全地区」として指定しており、現在、27市町村の46地区を指定しています。

妻籠水道水源保全地区はその一つであり、1に記載のとおり、南木曾町の三留野妻籠簡易水道の水源となっている区域85haを、平成11年に指定したものでございます。

その後、2に記載のとおり、妻籠水道水源保全地区内において東海旅客鉄道株式会社（JR東海）によるリニア中央新幹線のトンネル工事が計画されました。

水環境保全条例の第12条では、水道水源保全地区内で1haを超える土地の形質変更をしようとする場合は、あらかじめ知事に協議し、同意を得なければならないとされております。

そのため、3の経過に記載のとおり、平成29年にJR東海から知事に事前協議書が提出されました。

それを受けて、県では、この行為による水源への影響や、同意するとした場合の条件などについて意見を聴くため環境審議会に諮問いたしまして、以降、専門委員会における5回の検討を経て、平成30年3月13日に環境審議会から答申がなされた状況でございます。

答申では、トンネル工事による水源への影響の有無やその程度を、現状で明確に判断することは困難であることから、南木曾町が必要とする最大取水量の確保、観測体制の強化など13項目を、知事同意の際の条件とするよう求められました。

併せて、先ほど、会長の説明にもございましたとおり、今後のモニタリング調査結果を環境審議会に報告するよう、意見が付されたところでございます。

これを受けまして、県では平成30年3月27日に、答申のあった項目に、付帯意見を踏まえた「モニタリング結果の定期的な報告」を加えた14項目を条件として、JR東海に対する知事同意を行いました。

この同意条件に基づきまして、JR東海では前年度のモニタリング結果をとりまとめて県に報告しており、本年6月には3回目の報告となります令和2年度の調査結果が提出されました。

4には令和2年度の調査結果の概要を記載しております。まだ、水道水源保全地区内でのトンネル工事は行われていないので、工事着手前の平常状態を把握するための、モニタリング調査としての位置づけとなっております。

調査地点数は36地点となっておりますが、30番の井戸が破損のため廃止されまして、その近隣地点において令和2年度に37番の観測井戸を設置しております。

調査頻度につきましては、月1回、調査項目は水温、pH、電気伝導率のほか、地下水の場合は水位と透視度、湧水の場合は水量と透視度、河川の場合は流量を測定しています。

具体的な調査結果につきましては、資料4-2をご覧ください。

資料4-2がJR東海から県に提出された報告書本体になります。1、2ページが調査地点の一覧、3ページが調査地点図となっております。

この調査地点の一覧の中で、県内のリニア中央新幹線の計画路線沿線では、環境影響評価の手續といたしまして水資源に係る事後調査が行われておりまして、この表の「地点番号②」に番号の記載がある全部で18地点が、環境影響評価の手續で調査を実施している地点となります。

妻籠水道水源保全地区内におきましては、先ほどご説明した知事同意の条件といたしました観測体制の強化に対応するために、JR東海で、さらに18地点を追加して調査を実施している状況でございます。

特に、工事による影響の有無を判断する観測井戸といたしまして、2ページにございます22番の観測井戸とトンネル付近に30番の井戸が新たに設置されましたが、先程お話ししましたが一昨年、30番の井戸に破損が確認されたため、JR東海には速やかに新たな観測井戸を再設置するよう求めておりまして、一番下の37番の井戸が新たに設置された状況でございます。

4ページ以降につきましては、調査結果の詳細となりますので、後ほどご覧ください。

資料4-1にお戻りいただき、5の今後の対応ですが、JR東海では月1回の調査を継続して実施いたしまして、前年度分の結果をとりまとめて県に提出されますので、その都度、環境審議会へ報告してまいります。

また、昨年度の審議会で、福江委員から代替水源の確保等についても情報として載せてほしい旨のご意見をいただきましたので、今後の対応の二番目のポツとして記載しております。

南木曾町とJR東海は、水道水源の必要水量の確保に向けた予備的措置について協定書を締結しておりまして、現在、代替水源の確保や他の水源との接続管の設置などの具体的な対応について協議が進められている状況でございます。

資料4の2ページ以降には、先程申し上げました知事同意書の写しと水環境保全条例の関係条文の抜粋を参考に添付しております。説明は以上でございます。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご意見ご質問等ございました

	ら、ご発言をお願いいたします。
大和田委員	今回の令和2年度の調査結果が資料4-2だと思いますけれども、これは、毎年行われているわけですよね。井戸ごとの経年変化は報告されていないのでしょうか。
仙波水大気環境課長	令和2年度の調査結果の中では、令和2年度の結果のみとなっておりますので、経年変化という形の取りまとめはなされてございません。
大和田委員	そうすると、去年1年間の月々の水量は分かりますけれど、それが増えているのか減っているのかが分からないと変化があるのかないのがわからないと思います。そのあたりは担当課としては把握されているということでしょうか。
仙波水大気環境課長	担当課といたしましては、以前の状況等を比較いたしまして違いがあるような箇所については確認しているという状況ではございますけれども、確か今年で3年目の状況ということにもなりますので、おっしゃられたような経年変化を整理するべき時期といえますか、データの蓄積もなされているところでございますので、今いただいたご意見を踏まえまして来年度からは、経年変化についてもグラフなどでわかりやすく示していくということも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。
大和田委員	はい、よろしくをお願いいたします。
梅崎会長	この水道水源の調査についてのご意見等ございますか。よろしいですか。 それでは、私の方から資料4-1の今後の対応ということで、月1回の調査を継続していただいて、前年分が県に提出されて、審議会の報告ということですが、水源の方にトンネルが近づいてきた時に、もう少し頻度を狭めてといいますか、その時に県への報告とか、審議会の検討はお考えでしょうか。
仙波水大気環境課長	トンネルの掘削が始まるということになってきた時に、何か影響が出てくれば、当然その時点で速やかに町なり県なりに報告されるということにはございますが、当然そのような状況になってまいりますと、住民の方なども少し不安を感じていると思われましますし、特に影響がなくても不安を感じるというようなこともあると思います。 そのあたりJR東海においても、報告の適切なタイミングにつ

	<p>いてある程度柔軟に対応するということは言っておりますので、JR東海と協議していきたいと思っております。</p>
梅崎会長	<p>よろしく願いいたします。 他に本件につきまして、何かご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは本件につきまして幹事からの報告ということで、ご承知おきお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>本日はスムーズに議事が進行して、全ての議事が終了しましたが、全体を通じて何かご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。 宮原委員、どうぞ。</p>
宮原委員	<p>地球温暖化対策条例の改正につきまして、ちょっと質問というか要望なんですけれども、今後EV車のスタンド、充電設備の整備を求めるという風にありましたけれども、今回ゼロカーボンに関して全国に先駆けて高い数値目標を設定している中で、EV車だけじゃなくて、燃料電池車（FCV）に関しても長野県はどこよりも早く台数が増えるような施策が必要だと思えます。中国は倍々で毎年増えているというような状況の中で、燃料電池車の水素スタンドも是非設備設置を積極的に進めるということでお願いできたらというふうに思います。</p> <p>それともう一つなんですけれども、自転車の利用ということで、サイクルトレインという、電車に自転車を持ち込むことを試みてはどうかと思えます。群馬県では上毛電鉄と上信電鉄が電車の車両に、乗ってきた自転車をそのまま持ち込んで通勤通学時の公共交通機関利用を促進しています。</p> <p>調べてみましたら上毛電鉄では年間4万人以上という多くの利用者がいるとあります。</p> <p>長野県は温暖化防止のための高い数値目標って掲げている中で、私は、駅から遠い農村部に近いところに住んでおり、高校生の子供を持つ親御さんたちが駅までの送迎を朝に夕にマイカーを利用しています。</p> <p>そこを高校生が自分で自宅から学校まで自転車に乗っていくことができれば、本当に自動車の利用が減ると思えます。そういったサイクルトレインに関する整備といえますか鉄道会社への協力を求めることを、実際にお隣の群馬県である程度成功している例があるわけですから、ぜひそんなことも検討の方向性の中に加えていただければなという風に思いました。以上です。</p>

梅崎会長	<p>ありがとうございました。 報告事項ということでありましたが、幹事の方から何か一言ありますでしょうか？</p>
柳原ゼロカーボン推進長	<p>宮原委員、いろいろご指摘ありがとうございます。 まず、FCVに関しては、本県にはこれまでの商用のステーションがなかったんですが、長野市内に初めてFCV対応の水素ステーションがオープンいたしまして、いろいろと踏み出したところですよ。 当面の目標は2025年まで、県内4ヶ所ということを目標に掲げておりますが、ステーションと車の台数増の関係はどちらが先にリードすべきかというのは、EV等いろいろな観点がありますが、EVとFCV、これから2050ゼロカーボンに向けた交通分野の一つの大きな柱でございますので、よりカーボンニュートラルと直結するような取り組みとして力を入れて行きたいと思っています。 先ほどの関係は、宮原委員さんから事ある毎に私もご意見いただいておりますので、いろんな観点がございましてそれが全てではないと思っておりますけれども効果のある取組で、お隣の県でもありますので、その効果ですとか、どの程度のCO2排出減に繋がっているのかというところは、十分アンテナを高くしてつかんでいきたいと思っています。 ご意見、ありがとうございます。</p>
猿田環境部長	<p>環境部長です。 今回お示ししているのは、条例改正の方向性の考え方についてお示ししております。 これが何かと言いますと、ゼロカーボン戦略の中で、ある程度広い対象に対して、義務づけになる、そういう政策を条例という形で示しておりますので、先ほどお話しいただいた燃料電池車への対応ですとか、あるいは自転車と電車とのコラボレーションみたいなものは、むしろ政策として違うカテゴリーの中で扱わせていただくことかと思っております。 今回、ある程度普遍的な規制といいますか、義務づけ、努力義務みたいなものが多くなりますが、これについては建物と、建物におけるEVの充電施設、それと再生可能エネルギーの活用、そういった観点でございます。</p>
宮原委員	<p>分かりました、ありがとうございました。</p>

梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>大変関心の高い案件でありますので、いろいろ意見等がありだと思えます。この機会に要望とかご意見として受けたいと思えます。</p> <p>打越委員、どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。温暖化以外の件ですが、よいでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>結構です。</p>
打越委員	<p>最初に野生動物の殺処分方法にこだわった意見をお伝えしたんですけれども、それは何も動物がかわいそうというだけではなくて、むしろその野生動物に関する情報にも緊張感というか、情報の拡散について、これから先私達はみんな緊張感を持つべきだと思っているんですね。</p> <p>例えば野生動物の駆除個体の中の胃の中のを調べたなんていうことを、長野県の例えば環保研等で調査研究した論文などについても、今、学術誌によっては殺処分方法まで聞かれる。それがきちんとしていないと、はねられることも出てきているんですよ。</p> <p>それからここにお集まりの皆さんに、動物政策に詳しい方はなかなかいないと思うんですが、象一頭を飼っているだけで世界各国から日本動物園水族館協会に猛烈にクレームが来るんです。</p> <p>象一頭広々していいじゃないかって思うかもしれないんですけど、群れの動物なのに生態を尊重してないと言って、ものすごいクレームが来て、日本の動物園を挙げて象1頭で飼うのを辞めざるを得なくなる。</p> <p>だから、外来種とか、あるいはくくりわなに中型獣が錯誤捕獲された時に放置しているっていうのも、市町村の末端だから隠しておけば大丈夫っていうことがもう本当になくて、例えば長野県内のある種の昔ながらの集落で住民同士のトラブルで猫を捕まえてどっか遠くに捨てに行っちゃったっていう人がいたら、もうその情報がインターネットで全国に拡散して、なんとかすべきだという声が集まってくるというのが長野県内でこの半年以内に起きたことなんですね。</p> <p>だから周辺から批判されたときに反論できるぐらいの努力をしておかないと、本当に非人道的な地域なのだというふうになり火達磨になる可能性がある。長野県ではなくて、長野県内の77市町村どこでも名前を挙げて批判される可能性があるとい</p>

うことなんです。

だからこれまでは本当に農家さんの野生鳥獣被害は気の毒で高齢化が進んで、もう農業そのものが成り立たなくなるといことに寄り添うことに力を入れてきたと思うんですけども、それと同時に、捕獲した野生動物への対処というのも本気で考えていかなければ、各市町村の町長さんとか村長さんとか村議会議員とか、そういう方々がバランスよく板挟みにならない努力をしておく必要がある。そうしないと本当に不名誉なことになるというのをお伝えしたいと思います。

梅崎会長

ありがとうございました。
幹事からよろしいですか。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

はい、ありがとうございました。

梅崎会長

他にご意見ご質問等、全体を通してありましたらお受けいたしますが、いかがですか。

よろしければ本日の議事を終了し、議長の務めを終えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

猿田環境部長

梅崎会長、ありがとうございました。

先ほど梅崎会長からお話しいただいた、焼却施設の考え方の話でございます。

私共、廃棄物の処理の関係もエネルギー行政も両方やっているセクションでございますので、考え方を今の段階のものになりますがお伝えしたいと思います。

ご指摘のように、エネルギーをたくさん使えば、燃やした後に残るものが、かなり小さくなる。ただ、エネルギーを使うことによって、温室効果ガスが間接的に発生する可能性が高くなるということで、非常に悩ましいところでございます。

いずれにしても使うエネルギー、残る焼却灰のようなもの、両方を同時に最小化するの難しいというのは大きな課題だと思っています。

少なくとも当座の対応といたしましては、出来るだけ焼却熱をエネルギーとして再利用するというのがございますが、根本的にはですね、燃やさざるを得ないような資源を少なくする、すなわちゴミを減らすしかないんじゃないかというふうに思っております。

梅崎会長	<p>エネルギーのことだけ、CO2のことばかり考えていると、違うところで環境負荷が生じるということも当然あるかと思えますので、全体のバランスの中で環境というのは考えていかなきゃいけないんだと改めて感じさせていただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>処分場は無限でもありませんし、土地も少ないですし、やはり処分量を減らすっていうのが大事だと思うんですけども、そこに焼却灰を運ぶ量が減ると排気ガスも減りますし、やっぱり環境部長がおっしゃられたようにトータルで考えなくてはいけないということで、長野県としての方針といいますか、そういうことを各自治体とか広域組合等の方に伝えていただけると、計画の立案等に反映できると思っています。</p> <p>具体的なことになりますが、溶融スラグの再利用について、あるところでは1tあたり100円で売却しているというようなことをおっしゃられていましたが、その利益と有効利用の推進ということのバランスを考えれば、例えば、無償化するとか、よく有効利用と言いますが、ある種強制利用といいますか、何%はそういうものを使ってくださいというような、戦略的な減量化の方針も場合によっては必要ではないとも考えられます。全体を考えながら具体的な案を示していただくと、それぞれの計画について反映できるのではないかと思います。</p> <p>今後の検討として、よろしく願いいたします。</p>
司会	<p>梅崎会長様、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会につきましては12月中旬を予定しております。</p> <p>日程等につきましては、改めて調整をさせていただきます。</p> <p>本日は大変ありがとうございました。</p>